

歯学委員会における分科会の設置について

分科会等名： 歯学教育分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	歯学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>今日における我が国の歯学教育は、少子高齢化の急速な進行や健康に対する情報の氾濫などに代表される社会の変化、歯学研究・歯科医療の進展に的確かつ迅速に対応する必要に迫られている。これらの問題について審議するため、第21期において「歯学教育分科会」を設置し、審議を行った。その内容を取りまとめ、「報告」として公表したが、審議期間が短かったため、教育内容やカリキュラム、教育方法などについて十分に審議されていない箇所がある。そこで、本分科会を再度設置し、他分野の教育分科会とも連携し、21世紀の歯科医学及び歯科医療を発展させるのに不可欠な歯科医学教育に関する審議を行うことを目的とする。また、将来の歯科医学を背負う人材の育成も目指すための方策についても検討する。</p> <p>加えて、大学教育の分野別質保証に資するために、歯学分野における教育課程編成上の参照基準の検討を行う。</p>
4	審議事項	<p>臨床基礎実習、臨床実習、並びに関連医学教育の配分等、歯学教育カリキュラムのあり方について審議する。また、卒後臨床研修との関係についても審議する。</p> <p>加えて、歯学分野における教育課程編成上の参照基準を検討する。</p>
5	設置期間	<u>期限設置</u> 平成26年10月3日～平成29年9月30日
		常設
6	備考	